

制定 28 食産第 2762 号
平成 28 年 10 月 11 日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成 30 年 2 月 1 日 29 食産第 4536 号

第 1 趣旨

平成 27 年 11 月に定められた「総合的な TPP 関連政策大綱」においては、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大により、「平成 32 年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標の前倒し達成を目指す」こととしている。

これを受けて、平成 28 年 5 月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産業の輸出力強化戦略」が取りまとめられたところであり、当戦略に基づく各種取組を速やかに軌道に乗せていくことが必要である。

また、TPP、日EU・EPAを通じ、農林水産物・食品の輸出重点品目のほぼ全てで輸出先国の関税が撤廃される中、この機会を捉え、平成 29 年 11 月に改訂された「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づく施策を緊急に実施することが重要である。

本事業は、農林水産物・食品の輸出促進に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

第 2 目的

農林水産物・食品の輸出促進に向けて、「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「総合的な TPP 等関連政策大綱」等に基づき、国内外での輸出拠点の整備、輸出拡大のためのサポート体制の充実及び政府が主体的に行う輸出環境の整備を推進することを目的とする。

第 3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表 1 に掲げるとおりとする。

第 4 事業の採択等

事業の採択基準については、食料産業局長、大臣官房国際部長、生産局長又は水産庁長官（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

第 5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表 2 の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1 に準じて行うものとする。

第 6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

る。

第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

別表1 (第3関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
<p>農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業</p> <p>1 農林水産物・食品の輸出対策</p> <p>(1) 輸出総合サポートプロジェクト緊急対策事業</p> <p>(2) 輸出力強化戦略実行緊急対策事業</p>	<p>輸出拡大のためのサポート体制の充実のため、農林水産物の輸出等に関する専門家の設置、海外の農林水産物・食品の市場に関する情報等を集約し、輸出に取り組む事業者等に提供するためのポータルサイト構築を含めた環境の整備、海外のバイヤー等に対する、産地、選果場、卸売市場の視察等、商談に結びつけていく取組を行う。</p> <p>高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大に向けて、「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「日本再興戦略2016」に基づき、次の1から6までの中から選択して行う輸出に係る取組を実施する。</p> <p>1 農林漁業者等が輸出・販売する拠点支援 海外における産直市場の設置による農林漁業者の直接輸出の取組、海外の物流・商流の輸出拠点の設置による物流の効率化の取組及び海外における、レストラン、販売スペース、展示スペースを有する施設の運営による日本食や食文化等の発信の取組を実施する。</p> <p>2 生産から消費までのコールドチェーン等の流通経路確立実証事業 我が国の農林水産物・食品の海外需要の獲得に向けて、生産・加工・流通・海外販売の一連の流れの中で生じる課題を解決するため、コールドチェーンの先端技術（鮮度保持コンテナ・梱包技術等）や専門的知識・技術（複数業者の貨物を取りまとめた一括輸送による流通コスト削減の取組等）の活用等により、鮮度・品質を維持したまま、国内の生産・加工地から海外の販売先まで一貫した流通経路の確立に向けた実証的取組を実施する。</p> <p>3 事業者への輸出サポート体制の強化事業 海外における販路開拓を推進するため、国内にマーケティングやプロモーションを行う専属チームを設置するとともに、海外に農林水産物・食品セールスレップ及びマーケティング専担職員を配置し、販売促進支援を通して、輸出に取り組む事業者へのサポート体制を強化を実施する。</p> <p>4 国・地域別戦略的マーケティングの実施 国・地域別の輸出拡大戦略に基づき、特に今後更なる輸出の拡大が期待される有望市場等における、様々な海外マスメディアやインターネットなどを活用した広告宣伝及びイベント、食のインフルエンサー招へい、海外プロモーション等で</p>	<p>1 独立行政法人日本貿易振興機構</p> <p>2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

	<p>の実績、ネットワークを持つ機関との連携によるPRの実施など、各国の状況に応じた多様な手法を盛り込んだ戦略的なマーケティングを実施する。</p> <p>5 健康食等新分野への参入による市場開拓支援 健康食品、冷凍食品などの新分野への参入のための民間団体による市場調査、テストマーケティング、見本市等における情報発信を実施する。</p> <p>6 商品の取りまとめや手続代行等の支援 各地域ブロック規模において、様々な商品を扱う複数の事業者を取りまとめる団体や事業者が次の①から⑤までの全てを新規又は規模拡大をして行う取組をモデル的に実施する。 ①海外でのマーケティングやコンサルティング ②農林水産物等の集荷、帳合 ③海外需要とのマッチング ④輸出に係る各種手続・決済代行 ⑤海外市場での周年販売体制の構築</p>	
(3) 日本発食品安全管理規格普及推進事業	平成28年7月に運用を開始した日本発食品安全管理規格と認証の仕組みの普及を加速化させるため、研修会、認証のモデル的实施、シンポジウム等を実施する。	3 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(4) 植物品種等海外流出防止緊急対策事業	日本の品種の海外流出の事態に対応するため、海外における品種登録出願に対する経費の支援、マニュアルの作成や相談窓口の設置などを実施する。	4 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(5) 食のインフラ輸出に向けた招へい・専門家派遣事業	ワールドチェーンなど日本の食のインフラ技術を海外に展開するため、相手国政府関係者や企業の意味決定者等の招へい及び食のインフラ技術・サービス等の理解促進のための専門家派遣などを実施する。	5 大臣官房国際部長が別に定める者から公募により選定された団体
(6) 農畜産物の国際的に通用する規格・認証の創設、国際規格化事業	オリパラ東京大会への対応も視野に入れつつ、輸出拡大やインバウンド消費の拡大に対応するために必要な規格・認証の創設、国際規格化を目指すことを目的に次の1又は2を行う取組を実施する。 1 我が国発の輸出用GAPの国際規格化（農産物） 我が国発の輸出用GAP（JGAP Advance）の国際規格化や導入促進の取組を実施する。 2 日本版畜産GAP策定（畜産物） 日本版畜産GAP策定を進めるため、検討委員会の開催、国内外の調査、情報収集や共通ガイドライン作成などの取組を行う。	6 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体
(7) 農畜産物の国際的に通用する認証取得の拡大事業	オリパラ東京大会への対応も視野に入れつつ、持続可能性等に関する国際水準認証の取得を拡大することを目的に次の1又は2を行う取組を実施する。 1 農産物の国際的に通用する認証取得の拡大 国際水準GAPや有機JASの認証取得拡大に向けて、技術マニュアルの策定、生産現場における指導員の育成、需要	7 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体

	<p>拡大のための情報発信等の取組を実施する。</p> <p>また、認証取得、技術習得のための研修会の開催、記帳作業軽減のためのICT技術導入、集出荷・調製施設等を認証対応するための改修・機器導入等の取組の支援を実施する。</p> <p>2 畜産物の国際的に通用する認証取得の拡大</p> <p>意欲のある生産者が日本版畜産GAP認証等を取得する取組やGAP認証農場で生産された畜産物を区分して流通するための環境の構築、エコフィード認証を取得するための取組を支援を実施する。</p>	
(8) 国際的に通用する我が国発の水産エコラベル認証取得推進事業	<p>我が国発の水産エコラベル認証の国際標準化により輸出市場の拡大を図るため、以下の1から3の取組を実施する。</p> <p>1 認証取得のための講習会開催及び認証の普及指導員の育成</p> <p>認証の取得を円滑に実施するため、必要となる手続や手順等に関する講習会を開催する。また、認証の普及のための普及指導員を育成することを目的とした研修会を実施する。</p> <p>2 認証の取得</p> <p>生産段階認証又は加工流通段階認証を取得する。</p> <p>3 資源情報提供体制の構築支援</p> <p>認証の取得を希望する国内外事業者及び消費者等に向けて、資源評価、資源管理体制及び生態系への配慮等の認証取得に資する資源情報の提供体制を構築する。</p>	8 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体
2 輸出環境課題への対応の加速化事業		
(1) 輸出環境整備推進緊急対策事業	<p>日本産農林水産物・食品（以下「日本産食品」という。）の輸出を促進するため、輸出先国の規制など輸出阻害要因の解消に向け、以下の1又は2の取組を実施する。</p> <p>1 既存添加物登録申請支援事業</p> <p>欧州連合（以下「EU」という。）において、我が国の既存添加物（クチナシ黄色素及びクチナシ青色素）の使用が認められ、既存添加物が含まれる日本産食品を輸出できるようにするため、EUの食品衛生管理当局との協議・調整、各種試験データの取得・分析並びに申請書類取りまとめ及び申請に必要な取組を実施する。</p> <p>2 畜産物の残留物質等モニタリング検査支援事業</p> <p>環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP」という。）及び日EU経済連携協定を通じ、我が国の畜産物の一層の輸出拡大を図るため、食肉処理施設等の運営者が肉等の検体を検査機関に送付し、検査対象となる農薬又は動物用医薬品を含む残留物質等のモニタリング検査に必要な取組を実施する。</p>	9 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 輸出相手国における残留農薬基準の設定支援	<p>緑茶生産において使用される主な農薬について、輸出相手国に対して日本と同等の残留農薬基準を新たに設定申請するための取組への支援を実施する。</p>	10 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体

事業		
(3) EU向け輸出事業者サポート強化緊急対策事業	EU向けを中心とした輸出に精通した専門家を国内に配置し、輸出に取り組む事業者等からの相談対応の体制を整備するとともに、独立行政法人日本貿易振興機構の「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」にEU向けの輸出に特化した情報を整備・拡充し、事業者への情報提供を実施する。	11 独立行政法人日本貿易振興機構
3 TPP・EU等需要拡大緊急対策事業	輸出拡大の可能性が高い日本産食品について、現地の消費者に日常的に消費される環境を構築するため、現地の外食・中食、小売店舗、食品製造事業者等と協力し、テストマーケティング、ビジネスマッチング等を実施する。	12 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
4 フードバリューチェーントータル実証事業	<p>TPP参加国やEU等の国・地域において、日本産食品の輸出を拡大する上で、これまで取組が進んでいない新たな輸送技術や販売手法等について、生産、加工・貯蔵、物流・輸送及び販売の各段階の関係者の参画を得ながら、ボトルネックとなっている構造的な課題を解決し、新たな物流と商流のフードバリューチェーンを形成するため、以下の取組のうち1つ又は複数の組み合わせによる実証的取組を支援する。</p> <p>(1) 生産段階の取組 (2) 加工・貯蔵段階の取組 (3) 物流・輸送段階の取組 (4) 販売段階の取組</p>	13 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
5 規格・認証、知的財産の戦略的活用推進事業		
(1) 国際認証取得拡大緊急支援事業	<p>農産物等の輸出拡大に向け、有機JAS認証等の取得や日本発GAP認証の国際規格化に向けた環境整備を目的に以下の1又は2を行う取組を実施する。</p> <p>1 有機JAS認証等取得等支援 農産物等の輸出拡大に向け、有機JAS認証やGLOBALG.A.P.認証の取得支援等の取組を実施する。</p> <p>2 日本発GAP認証の国際規格化に向けた環境整備 日本発GAP認証(ASIAGAP)の国際規格化に向けた環境を整備するため、国際情勢等研修の開催、日本発GAP認証取得支援、GAP審査員育成支援等の取組を実施する。</p>	14 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 日本発の水産エコラベル認証取得加速化事業	我が国発の水産エコラベル認証の国内外への普及を加速化させるため、認証を取得しやすくするシステムの構築や、講習会・研修会の開催、海外専門家の招聘等への支援を実施する。	15 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体
(3) 日本発食品安全管理規格活用加速化事業	日本発の食品安全管理規格と認証の仕組みの普及を促進し、国際承認に向けた動きを加速化させるため、研修会や国際承認審査対応への支援等を実施する。	16 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(4) 植物品種等	日本の品種の海外流出の事態に対応するため、海外における	17 植物品種等海外流出

海外流出防止緊急対策事業	品種登録出願に対する経費の支援を実施する。	防止対策コンソーシアム
--------------	-----------------------	-------------

別表2（第5関係）

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
輸出総合サポートプロジェクト緊急対策事業の事業実施主体	食料産業局長
輸出力強化戦略実行緊急対策事業の事業実施主体	食料産業局長
日本発食品安全管理規格普及推進事業の事業実施主体	食料産業局長
植物品種等海外流出防止緊急対策事業の事業実施主体	食料産業局長
食のインフラ輸出に向けた招へい・専門家派遣事業の事業実施主体	大臣官房国際部長
農畜産物の国際的に通用する規格・認証の創設、国際規格化事業の事業実施主体	生産局長
農畜産物の国際的に通用する認証取得の拡大事業の事業実施主体	
国際水準認証取得拡大環境整備事業のうち国際水準GAPの指導員育成等支援事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	生産局長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
国際水準認証取得支援事業のうち有機JAS認証取得支援事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	生産局長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長

農畜産物の国際的に通用する認証取得の拡大事業 国際水準認証取得拡大環境整備事業のうち国際水準GAPの指導員育成等支援事業及び国際水準認証取得支援事業のうち有機JAS認証取得支援事業を除く事業実施主体	生産局長
国際的に通用する我が国発の水産エコラベル認証取得推進事業の事業実施主体	水産庁長官
輸出環境整備推進緊急対策事業の事業実施主体	食料産業局長
輸出相手国における残留農薬基準の設定支援事業の事業実施主体	生産局長
EU向け事業者サポート強化緊急対策事業の事業実施主体	食料産業局長
TPP・EU等需要拡大緊急対策事業の事業実施主体	食料産業局長
フードバリューチェーントータル実証事業の事業実施主体	食料産業局長
国際認証取得拡大緊急支援事業の事業実施主体	食料産業局長
日本発の水産エコラベル認証取得加速化事業の事業実施主体	水産庁長官
日本発食品安全管理規格活用加速化事業の事業実施主体	食料産業局長
植物品種等海外流出防止緊急対策事業の事業実施主体	食料産業局長

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。